

令和 7 年 9 月 30 日
消 防 庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する 意見公募の結果及び改正省令等の公布

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 7 年 8 月 8 日から令和 7 年 9 月 8 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、意見の提出がありませんでした。この結果を踏まえて、本日、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和 48 年通商産業省・運輸省・建設省・自治省告示第 1 号）を改正するものです。概要については、別紙 1をご覧ください。

○ 保安距離に係る規定の整備

2 意見公募の結果

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和 7 年 8 月 8 日から令和 7 年 9 月 8 日までの間、意見を公募したところ、意見の提出がありませんでした。

3 改正省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて、以下の改正省令等を令和 7 年 9 月 30 日に公布しました。

- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 95 号） 別紙 2
- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 7 年総務省告示第 339 号） 別紙 3
- ・石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 7 年総務省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号） 別紙 4



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 石野、鈴木

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail: fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等について

令和 7 年 9 月
消防庁危険物保安室

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）の改正に伴い、同法を引用している危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「危険物告示」という。）及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和 48 年通商産業省・運輸省・建設省・自治省告示第 1 号。以下「石油パイプライン告示」という。）の関係条項について所要の整備を行う。

1. 改正内容

保安距離に係る規定の整備【危険物規則第 11 条、危険物告示第 32 条及び石油パイプライン告示第 30 条関係】

障害者総合支援法の改正に伴い、危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等、移送取扱所の配管及び石油パイプラインの導管が一定の距離を確保しなければならない施設に、就労選択支援の用に供する施設を加えることとする。

2. 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

○総務省令第九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第一号ロ（同法第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

総務大臣 村上誠一郎

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(学校等の多数の人を収容する施設) 第十一条 令第九条第一項第一号ロ(令第十条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。)、令第十一条第一項第一号及び第一号の二(同条第二項においてその例による場合を含む。))並びに令第十六条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設は、それぞれ次のとおりとする。 「一〇三 略」 四 次に掲げる施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるもの 「イ〇チ 略」 リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十九項に規定する福祉ホーム	(学校等の多数の人を収容する施設) 第十一条 「同上」 「一〇三 同上」 四 「同上」 「イ〇チ 同上」 リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

○総務省告示第三百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）の一部の施行に伴い、及び危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十八条の十六第二号（同規則第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(施設に対する水平距離等) 第三十二条 規則第二十八条の十六第二号(規則第二十八条の十九第四項及び第二十八条の第二十一第四項において準用する場合を含む。)の規定により、配管は、次の各号に掲げる施設に対し、当該各号に定める水平距離を有しなければならない。 〔一〇四 略〕 五 次に掲げる施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるもの 四十五メートル以上 〔イ〇チ 略〕 リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十九項に規定する福祉ホーム 〔六〇十四 略〕	(施設に対する水平距離等) 第三十二条 〔同上〕 〔一〇四 同上〕 五 〔同上〕 〔イ〇チ 同上〕 リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム 〔六〇十四 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。

○総務省
経済産業省告示第一号
国土交通省

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年^建通商産業省、運輸省、令第二号）第十七条第二号（同令第二十条第四項及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年^建通商産業省、運輸省、自治省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

総務大臣 村上誠一郎

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	(施設に対する水平距離等) 第三十条 省令第十七条第二号(省令第二十条第四項及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、導管は、次の各号に掲げる施設に対し、当該各号に定める水平距離を有しなければならない。 〔一〇四 略〕 五 次に掲げる施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるもの 四十五メートル以上 〔イ〇チ 略〕 リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十九項に規定する福祉ホーム 〔六〇十四 略〕
改 正 前	(施設に対する水平距離等) 第三十条 〔同上〕 〔一〇四 同上〕 五 〔同上〕 〔イ〇チ 同上〕 リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム 〔六〇十四 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。